

⑦今回の処分について「対話不足」と「介護報酬の低さ」から考える

【前段】

今回の処分について、我々は大いに憤つてるといふことは何度も書いてきました。

簡単に言うと、処分の根拠となつてゐることについては、全て市との話し合いの結果としてやってきたことです。

監査や市との話し合いの場面で、これらのことは何度も出てきていますし、市側もそれをわかっているのに、対応をしてくれていない、ということも書きました(⑥)「2021年10月の市とのみなし資格についてのやりとり」(参照)。

それを市側の書類が既に処分されてしまつてゐる、とやうことを理由に「なかつたこと」にする市の姿勢は、申し送りもできていないということも含め、大いに問題だと思つてゐます(②)「報道を見ての見解」(参照)。

そもそも、市との話し合いを根拠にしなければ、過大な介助料の請求などできないこともこれまで書いてきました(②)同参照)。

というようなことから、市は信義則に反している、というのが我々の主張です(③)「不服審査申し立て」(参照)。

ぜひ折込の全ての文章を読んで下さい。

さて、今回の処分で、直接その処分の話ではないのですが、そもそもその底に横たわる問題を二点指摘したいと思ひます。

一つは、市は障害者、市民との話し合いをしなくなつてゐる、ということ。

もう一つは、そもそも介護給付費(介護報酬・介助料)が少ないということ、の二点です。

【反論をしても答えてくれないのでは納得できません】

一つ目の「市は話し合いをしな

い」という点。

2000年代までは、市は我々との話し合いに応じてきています。要望書を提出すれば、それについての話し合いに応じてきてくれた。

そこで今回の問題の一つである「みなし資格」の話も出てきたわけ

です。こちら、障害者側も腹を割つて、市側も「それは飲めない」みたいなことを繰り返して、やりとりが成り立つてゐた。

しかし、今回の処分に至る市とのやりとりの中でも、まったく市は「決められたこと以外は話さない」という雰囲気が出てきて、正直、これはやりとりが成り立たない。

何を話しても、過去の話し合いのことを改めて話しても、そのことについての反論もしなければ、評価もしない。

つまり、何も生まれません。で、結果、一方的に市の言い分だけを根拠にして処分を下す、という

ことになってゐます。

市の言う過大請求についても、我々と同じ提案をされた他の団体の話もしたのですが、それをどう調査したのかもわからない。

当時の話し合いの席に着いていた当時の市職の方の名前も伝えていますが、それについても聞き取りなどをしたのかもわからない。

こういう「この話の核になる部分」について「答えられません」という意味がそもそもわからない。

というか、そういう回答は何も産み出してないし、歩み寄ろう、事実を明らかにしようとしてゐるのかもまったたくわからない。

話変わりますが、沼影のプールを壊し、学校を作るという話においても、市はアリの説明会はするが、反対意見を真摯に聞くような話し合いは開催してゐない、という話も聞きます。

決まった後に、パブコメを募集し、決まったことだとして反対意見をスルーするやり方は、話し合いとしては成り立っていない。

市長を中心とした都市経営戦略会議というものが、権限が大きく、ある意味議会を越えてこうしたプール廃止をトップダウン決められるというのもおかしい。

法律的にそれは認められるから、というのだとしたら、地方自治の精神からいって、それはその法律がおいしい、と言えるのではないでしようか。反意は出ているようだけど、それも取り上げられない、という主張をしているその周辺の住民の方たちもいます。

長いこと市民に親しまれてきたプ

きではないでしようか。

【市の役割】

人は法律の上に生きてゐます。

しかし、障害者だからといって、「制度がこうだから」と、トイレ介助の時間がないからとオムツをしなければならぬ、なんてのはどうかおかし。

さまざまな制度を重ね、時に弾力的な運用を、各個人の生活に沿つて考えていくこと、それが市の役割じゃないでしようか。

直接、制度の問題を我々は国と話し合うことは現実的に出来ません。だからこそ、障害者個人の生活を、実際に間近で見て判断できる市が、そういった制度の運用をしてもらわなければ、生活が守られない。

福祉とは、国の制度をただロボットのようにならぬ個人に当てはめるだけが仕事ではないと思ひます。

誰だって、生きる場所は自分で決めた、ライフスタイルは守りたい。けれども、「制度がそうならなりませんから」という結論は、それを許さない。

なぜ障害者に生まれたというだけで、居住権や生存権を奪われなければならないのでしょうか？

その障害者の生活、思い、そういったモノをしっかりと受け止め、話し合いをする、というのが行政の中の市という単位ですべきことなのではないでしようか。

足りない制度があれば国にあげる、その間の方策を障害者個人と話し合い、制度の弾力運用や組み合わせで乗り切る、市単独の事業を考える、そうした知恵を、ぜひ市民

と一緒に作っていてもいい。本当に困った人が、「さいたま市に暮らしてよかった」と思うような市の福祉政策にしてもらいたい。

そのためにはまず対話だと考えます。

【そもそも介助料が少ない】

そして二点目。昨今、介護給付費（介護報酬・介助料）の減少によって、多くの事業所が閉鎖、倒産の憂き目にあっているとニュースでも流れてきています。

このままでは、近い将来、必要とする介助は保障できないのではないかと、今も30代、40代が介護を必要とする年齢になったとき、介護保険はそもそもやる人がいなくて崩壊しているのではないかと、私も。

確かにこれは何も市の責任とばかりは言えません。国策として、こういう流れになっている。

そもそも、介護職の給料は他職種に比べて月8万円低いというニュースもありました。

少子化が止まらず、超高齢化社会という状況の中、果たしてこれが正解か？というと、少なくとも正解ではないでしょう。

多くの人が介護職についてもわなければならないのに、その賃金が上がらない、というのはどうしてなのでしょう。

今、加算とか言われて、介助者の給料にしか使えないお金が加算されています。それはとてもありがたいと思っ

しかし、加算、というのは「一時的」という風にしか思われません。いつ終わるか分からない加算の制度は、介助者の募集においても恐ろしいことではあります。

そもそもベースアップはできないのでしょうか。そもそも介護職は他職種よりも給料が低いのです。やりがい搾取のようなやり方はやはり間違っていると思います。

そもそも、我々が過大請求だと言われていることも、そもそもできないんです（②「報道を見ての見解」参照）。

例えば、月30時間と決まっている外出の時間数が、その月は多くて50時間になったとしても、それは請求できない。「30時間に書き直して下さい」といわれる。

当然、20時間分は事務所の持ち出しになります。我々のような、「障害者が自ら介助者を教育し派遣する」ということをスタートとしている小さな事業所にとつて、これは大きな痛手です。

そもそも介護給付費（介護報酬・介助料）が少なすぎる上に、こうした運用は果たして障害者の外出の権利を守っていると言えるでしょうか？

これらはすべて、障害者、高齢者に対する軽視がベースにあるように思います。

確かに、高齢者の福祉と障害者の福祉は違って当たり前だと思えます。なぜなら、高齢者福祉は社会の中で一通りの生活を成し、いろいろな経験を積んだ上での必要な福祉、ということになります。

しかし、障害者の場合は、高齢の人ばかりではないわけです。

これから社会に出る、社会参加していくという中で、こうした制度のあり方は果たしてどうなのでしょう。

2000年の介護保険開始と共に、どうしても高齢者福祉と障害者の福祉が、こと日常生活の介護、訪問介護などについては、いっしょくたになって議論されたりもします。しかし、それは明確に違うということをはッキリと言いたい。

1990年の福祉八法改正で、在宅福祉サービスが第二種社会福祉事業となりました。

そして現在、在宅福祉に関しては、施設施策と比べ、格差も付いているように思います。

そもそも、在宅介護は、利用者との一対一になることが多い。

その場合一般的に、介助する側は、施設等大人数で働く現場よりも責任を重く感じたり（注釈＊私たちは、介助中に起こったことの責任は全てそれを指示した利用者にある、という考え方をしています。一方で、その「理論」と現場の介助者の「感情」とはまた別で、「責任」のよ

うなものを感じることを否定はしません）、そのことを想像してこの仕事をしようという人が少ないというところも聞きますが、それなのに、ハローワークの求人、施設の求人の方が全体に見て給料が高い、ということを言われました。

実際に施設の給料や補助金の仕組みはわかりませんが、これは現場を理解しているとは思えません。いや、それ以前に、施設だろうが在宅だろうが福祉職の求人は多いが、そもそも求職者はほほい、ともハローワークの担当者は言っていました。

重い責任を背負わせて、薄給でこ

き使う、そんな状況の中で、介護を担う人はどんどん減っているのです。

福祉の現場において、お金が最も重要で、なぜなら担い手がいないれば成り立たない職業であるからです。

誰もが毎日元気に働けるわけじゃない。時には風邪もひくし、コロナにもなるかもしれない。そんな中で、交代要員も考えられない現在の介護給付費（介護報酬・介助料）というのは、あんまりではないでしょうか。

今回不正請求と言われているものの中で、「実際の介助の派遣時間数より多く請求した」というものがあります。これについては、2010年の時に、制度が変わることで減ってしまった介護報酬を補うために、福祉課のDさんが提案してくれたものでした（これについては①「見解」参照）。

そもそも介護報酬が少ないのです。介護報酬が十分にあれば、制度がかわったところで介助派遣システムが困る（報酬が足りなくて介助者への給料がこれまで通りには支払えなくなる）こともなく、Dさんが派遣時間数でやりくりしようという提案をすることもなかったと思います。

知的障害者も含め、障害者の健康で文化的な生活を保障するための介助体制をとるためには、今の介護報酬ではまったく足りないのです。

【エンディング】

福祉の仕事は、当事者の生活を、

その人らしく、その人の望む形で実現することだと思えます。そのためには、まず行政は対話する必要があります。

それが今のさいたま市にあるのか？

そして、そもそもさいたま市だけの話ではないが、介助にかけるお金が少なすぎやしないか？と我々は思います。

今回の処分については、こうしたことがベースにあると思います。

処分のことだけではなく、この部分について我々は大いにさいたま市と対話できたらいいな、と思っ

ています。（介助派遣システム）